

# お済みですか？ 道路占用許可申請

違反した場合、一年以下の懲役又は  
50万円以下の罰金に処されます。



こんなときは是非ご相談ください！

- 道路の上に看板がはみ出ている
- 商店街で防犯カメラを設置したい
- 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の導入 など

ご相談はこちら

アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也（日本行政書士会連合会 24260687号）

〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階

TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp

Web: [ironbird.jp](http://ironbird.jp)

X: @office\_ironbird



# お済みですか？ 道路使用許可申請

違反した場合、3か月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金に処されます



工事がしたい



広告板、案内板を設置したい



ビラ配り、キャンペーン等の  
街頭活動がしたい



イベントで露店、屋台を  
出したい

こんなときは是非ご相談ください！

アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也 (日本行政書士会連合会 24260687号)  
〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階  
TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp  
Web: [ironbird.jp](http://ironbird.jp) X: @office\_ironbird

ご相談はこちら

